

定住 移住

二本松市へ移住、定住される方に助成を行っています
9月1日から助成要件の一部を緩和しました



定住促進住宅取得奨励金

市内に定住する意志を持ち、
平成27年4月1日以後に新築住宅取得契約を締結された方で、
平成28年4月1日以後に新築住宅取得等した方を補助対象とします

助成内容

| | |
|--------------------------------------|--|
| 39歳以下の方 72万円を一括支給 | <u>住宅取得契約時</u> に年齢が39歳以下で、配偶者または年齢が18歳未満の子を有している等の要件を満たす方。二本松市に新たに転入される方で、新築住宅のための土地を購入している場合には、28万円を上乗せします。 |
| 上記以外の方で二本松市に新たに転入される方には 50万円を一括支給 | 新たに二本松市に転入される方で、 <u>40歳以上の方や39歳以下で配偶者等の要件に該当しない方</u> に支給します。※請負(売買)契約日から1年前以内に本市に住所を有していないこと等の要件を満たす方 |

＼助成要件を一部緩和しました／

- 1 奨励金の支給対象者については、「平成27年4月1日以後に新築住宅の取得契約を締結し、平成28年4月1日以後に新築住宅を取得等した方」に改正
- 2 奨励金の申請期限については、「1カ月以内の制限」を廃止(条件に適合すれば、すでに住宅が完成している方も支給対象)。
- 3 支給対象者の年齢要件については、「新築住宅取得契約締結時に39歳以下であること」に改正

新婚世帯家賃助成金

市内の民間賃貸住宅に居住している新婚夫婦(結婚3年以内)で、どちらか一方の年齢が39歳以下であること等の要件を満たすこと。

助成額

月額1万円(最長で36月)
アパート等の賃貸借契約を締結した月(または、婚姻届出を提出した月)から起算して36月までを上限として、支給決定のあった日の属する月から支給

各助成金の申請は平成29年3月31日までに行ってください。なお詳しい申請方法や、助成に該当するかなど、まずは下記までお問い合わせください。

◎問い合わせ…企画財政課地方創生推進係

☎(24)7120

三世代同居住宅改修助成金

子の夫婦と親または祖父母が同居するために住宅を改修する場合、助成金を支給

支給対象者

- 子の世帯と親世帯が同居を始めて1年未満
…中学生以下の子どもがいるか、新婚夫婦(結婚3年以内)であること。
- 子の世帯と親世帯が同居を始めて1年以上経過
…新婚夫婦(結婚3年以内)であること。

対象工事

機能の変更等が伴うリフォーム等の改修工事で、改修に要する費用が20万円以上の工事

助成額

助成対象工事費用の2分の1の額(上限36万円)

＼助成要件を一部緩和しました／

支給対象工事については、「平成28年4月1日以後に契約締結した工事」としました(条件に適合すれば、すでに完成している工事も対象)。